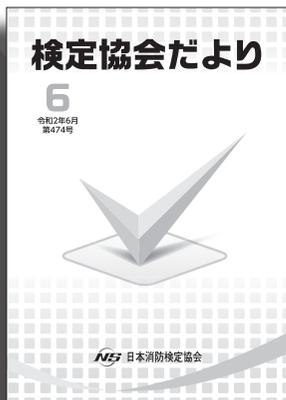


# 検定協会だより

6

令和2年6月  
第474号





## 目次

### 巻頭のことば

- 1 かけがえのない命と暮らしを守る！  
安心都市・京都を目指して

京都市消防局長 山内 博貴

### 技術基準の解説

- 4 共同住宅特例基準50年の歴史と特定共同住宅省令への移行  
(その2)

東京理科大学総合研究院教授 小林 恭一 博士 (工学)

### 協会情報

- 16 令和元年度の検定業務を振り返って

警報設備部 消火・消防設備部

### おしらせ

- 25 有効期限を経過した受託評価品目

- 26 協会通信・業界の動き・  
消防庁の動き

- 30 検定・性能評価・受託評価数量  
(令和2年5月)

- 28 新たに取得された型式一覧

令和2年6月号

<http://www.jfeii.or.jp>

# かけがえのない命と暮らしを守る！ 安心都市・京都を目指して



京都市消防局長  
山内博貴

## 1 京都市の特色

京都市は、日本のほぼ中央部の内陸に位置し、南を除く三方を山に囲まれた盆地に市街地が形成され、鴨川と桂川が貫流しています。一方で山林が広く、市域面積に占める市街地の割合は約18%に過ぎません。気候的には、夏は蒸し暑く、冬は底冷えするといった季節による寒暑の差や、昼夜の気温差が大きく、盆地特有の気候となっています。

本市は、我が国において市制が施行された明治22年に人口約35万人で誕生して以来、周辺地域の編入を重ね、昭和30年には人口が120万人を超え、昭和31年9月に政令指定都市へと移行しました。平成17年4月には北桑田郡京北町を編入し、現在の市域（面積約827.90km<sup>2</sup>、人口約147万人）に至っています。

西暦794年に平安京が建都されて以来、歴史的な発展を背景に、本市では西陣織や京友禅、京焼・清水焼、京料理などに代表される数多くの伝統産業が生み出されるとともに、葵祭、祇園祭、五山送り火、時代祭など一年を通じて様々な伝統行事が催され、国内外から年間約5千万人を超える観光客が訪れる国際的な文化観光都市となりました。

## 2 消防局の防火防災に関する取組

### ・ 事業所防火対策の推進

昨年7月に本市のアニメ制作会社で発生し、多数の死傷者が生じた放火火災は、社会に大きな影響を与えました。当局では、この火災を受け、火災状況等を詳細に分析したうえで、「火災から命を守る避難の指針」を策定いたしました。

この指針は、事業所や個人が、火災発生時、能動的に力強く行動できる知識や行動力を備えることを目的に、「7項目の指針」と火災人命危険レベルに対応した「11の知恵」から構成された内容としています。

今年度以降、火災から一人でも多くの命を守るため、事業所等の皆さんや市民の

---

方々にリーフレットや動画を活用して周知し、この指針を踏まえた対策や実践的な訓練を行っていただけるよう指導をしております。

また、市内に急増した民泊等の小規模宿泊施設の対策として、関係部局と連携して防火安全対策の確保を図っています。

当局が実施している独自の対策として、小規模宿泊施設の関係者向けに「京の宿泊所防火研修」を定期的開催し、宿泊施設の適正な管理や出火防止について講義や実技を行い、防火に関する知識と技術を身に付けてもらえる研修を実施しているほか、「消防検査済表示制度」では、消防検査済ラベルを宿泊施設の玄関等に掲示していただくことで、適切に防火対策を行う安全な施設であることを、広く情報提供しています。

- ・ 焼死者ゼロを目指した取組の推進

消防団、自主防災組織、地域包括支援センターなど、地域に根差した関係団体とも連携して、高齢者等を戸別訪問し、きめ細かな防火指導を行うとともに、昨年の火災原因で最も多かった「たばこ火災」の防止に向けた啓発を進めています。

また、住宅用火災警報器は法施行から10年が経過し、これからも適正な維持管理を推進するため、啓発動画による周知をはじめ、自主防災会と販売事業者をマッチングする仕組みである「新・京都方式」による共同購入の支援等を行っています。

その他、生活習慣や文化の異なる外国人に対しても、英語訳版の火災予防啓発動画をホームページに掲載するなど、本市の防火・防災に関する取組や火災予防対策の周知を推進しています。

- ・ 「文化財のまち」、「学生のまち」京都の特色を生かした災害に強いまちづくりの推進

京都が世界に誇る文化財を、火災をはじめ、あらゆる災害から守る取組として、近隣住民と文化財関係者が連携して災害に対応する文化財市民レスキュー体制（238箇所の社寺等で体制構築）や災害時の初動措置に対応できる観光ガイド等を養成する文化財防災マイスター制度の充実、また、文化財対象物における関係者との合同消防訓練の実施など、文化財関係者や近隣住民等と一体となった文化財を守るための取組を進めています。

また、「学生のまち」でもある京都では、幼年期から学校と連携し、年代別防災指導カリキュラムにより防災に触れるだけでなく、小学校高学年を対象とした

---

「ジュニア消防団」や高校生を対象とした「消防団防災ハイスクール」等の取組において、消防団活動への理解を深めています。更には、多くの大学等がある京都の強みを生かし、大学生等へ「学生消防団活動認証制度」を周知して、積極的に消防団加入勧奨を行った結果、数多くの学生団員が在籍し、実際に地域貢献を果たすなど、京都では将来の地域防災の担い手を育てる土壌づくりを積極的に行っています。

### 3 結びに

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全国的に対策が講じられているところですが、文化庁の京都への本格移転を間近に控え、歴史ある京都を後世に伝えるべく、京都消防は、今後も安心して市民が暮らし、観光客が訪れることのできる「安心都市・京都」を目指し、火災の発生を未然に防ぎ、市民のいのちと京都のまち並みや文化財などを火災から守るとともに、あらゆる災害に迅速的確に対応する消防・救急体制を確保してまいります。

結びに当たりまして、日本消防検定協会のますますの御発展と消防関係者の皆様の御健康、御多幸を祈念いたしまして、巻頭のことばとさせていただきます。

# 共同住宅特例基準50年の歴史と 特定共同住宅省令への移行（その2）

東京理科大学総合研究院教授  
小林恭一 博士（工学）

## 4 170号通知（昭和61年（1986））

昭和50年（1975）代における共同住宅の急速な高層化、多様化、住戸の大型化等に伴い、49号通知の課題が明らかになって来たため、住戸用自動火災報知設備（以下「住戸用自火報」）を設置した二方向避難・開放型住戸タイプの共同住宅については大幅な規制緩和を行うという170号通知が定められました。この基準はホームセキュリティの普及に貢献したほか、タワーマンションの急増にも一役買うことになりました。

### 49号通知の限界と課題

49号通知（昭和50年（1975）5月）は、当時の関係者（消防側、設計側、供給側）すべての経験と知見の集大成とも言えるものでしたが、共同住宅の高層化、多様化、住戸の大型化は関係者の予想を超えた速度で進み、昭和50年代の後半（1980年代）になると、早くも表4-1のような課題が明らかになって来ました。

### 住宅における火災報知設備等の設置の効果

一方でこの頃、日本の住宅は、火災が発生した場合の死者の発生率が、アメリ

カ、カナダ、イギリスなどと比べて異様に高いことが判ってきました。その大きな理由の一つは、これらの国が、戸建て住宅を含め、全ての住宅に煙感知器を設置することを義務づけるようになってきたのに、日本ではそうならないためではないか、と推察されました。このような視点から見ると、日本では、戸建て住宅はともかく、500㎡以上の共同住宅には自動火災報知設備の設置義務があるのに、一定の要件を満たす場合には「共同住宅特例基準」によって免除してしまっているのはいかにも問題でした。

「火災危険性が戸建て住宅並みなら消防用設備等を免除してもよい」という共同住宅特例基準の基本理念に立つ限り、この基準により自動火災報知設備の設置義務を免除していることに非はないはずですが、これら諸国における煙感知器設置義務化の効果を知るにつけ、「せめて共同住宅については、自動火災報知設備等の設置免除を考え直すべきではないか」と考えられるようになってきたのです。

## 昭和61年の改正（170号通知）

以上のような背景を踏まえ、昭和61年（1986）12月に、49号通知の課題の解決と住宅用火災警報設備の設置促進を図ることを企図して、いわゆる「170号通知」が定められました。

170号通知では、すべての住戸が二方向避難・開放型住戸<sup>1</sup>であり、各住戸に

住戸用自火報が設置されているなどの条件を満たす共同住宅については、49号通知の4つの課題（表4-1）に係る制限を大幅に緩和する一方、それらの条件のいずれかを満たさないものについては原則として49号通知の適用範囲として残すこととされました。

これを性能の視点から整理すれば、

表4-1 49号通知の課題

	課 題	理 由
1	片廊下型共同住宅の開放廊下に面する開口部の面積制限の緩和	住戸面積の増大に伴い共用廊下に面して2居室確保しようとする、開口部の面積制限（1箇所当たり2㎡以下、1住戸当たり4㎡以下等）と建基法28条1項の居室の採光面積制限（床面積の7分の1以上）とがバッティングし、「居室」を「納戸」と申告するなど脱法行為が横行していた。
2	主たる出入り口の常時閉鎖式甲種防火戸の緩和	住戸の出入り口のデザインの多様化、車椅子のための引き戸設置の要請などから、網入りガラスなど乙種防火戸を用いることは出来ないかとの意見が強かった。
3	3階以上の階にある住戸の床面積制限（100㎡以下）、100㎡区画の緩和	消火器の設置免除の条件としての100㎡制限のほか、スプリンクラー設備の設置免除の条件及び建築基準法の排煙設備や内装制限の緩和条件がいずれも100㎡以下に防火区画することであったため、住戸面積が100㎡を超えるようになると、住戸を100㎡以下ごとに区画する無粋な鉄製の防火戸が住戸内に設置される例が増えていた。
4	光庭に面する開口部の制限の緩和	住戸面積の増大に伴い、採光のため、住戸の一部に「光庭」を設ける例が出てきた。光庭は、これを介して対面する住戸が互いに開口部を設けると、開口部の大きさや相互の距離等によっては49号通知の前提である「住戸間の延焼防止」等が崩れる恐れがあるため、昭和54年（1979）6月に予防救急課長（当時）から、49号通知を適用する際の光庭に面する開口部の制限についての解釈通知（1住戸当たり合計1㎡以下、鉄製網入りガラスのはめ殺し窓、異なる住戸の窓相互間距離2m以上等）が出されていた。この内容は安全側にシフトしたものであったため、延焼・煙流動等についての詳細な検討を行った上で、条件を緩和することが出来ないか検討するよう求められていた。

<sup>1</sup> 二方向避難・開放型住戸：主たる出入り口が外気に開放された廊下又は階段に面しており、かつ、バルコニーを介して安全に地上まで避難できる避難ルートが確保されている住戸をいう。判断基準は、49号通知と190号通知が踏襲された。

---

「二方向避難・開放型住戸については、火災の発生を早期に知って対処することと、住戸面積が一定規模以下で住戸と共用部分の間に高い区画性能を有することが、防火安全上ほぼ等価である」と考えているということになります。

170号通知は私が原案を作成したのですが、49号通知の4つの課題が、住戸規模が大きいのか、ファサードに凝り内部の設備を充実して差別化を図ろうとする高級マンション指向の共同住宅に主として見られるものであり、そのような共同住宅には火災センサーを含む「ホームセキュリティ」のシステム（後述）が設置されることが多いことから、両者を結合して49号通知の課題の解決を図るとともに、住戸用自火報の設置促進を誘導することを意図した、というのが真のねらいでした。住戸規模が比較的小さく庶民的な共同住宅を安価に建設しようとするなら49号通知の適用を受ければよい、ということにしたのです。

### 住戸用自火報とホームセキュリティ

通常の自動火災報知設備は、火災の発生を出来るだけ早く防火対象物内の他の部分にいる人達に知らせ、関係者に初期消火、消防への通報、避難誘導などの自衛消防活動を開始させるとともに、一般の人達に避難（準備）行動を開始させることを意図して設けられています。

しかし、住戸間の防火区画や住戸と共

用部分との間の防火区画に高い性能を持たせ、安全な避難路が確保された共同住宅については、「住戸内で発生した火災の情報をできるだけ早く他の住戸に伝える」という役割の比重は比較的小さくて済みます。広い住戸の場合は、むしろ、住戸内で火災が発生したことをその住戸内の住人に知らせることに力点を置くべきだと考えられるのです。

また、住戸内は調理の熱や煙、湯気、結露など「非火災報」の発生要因が多いのですが、火災でないのに他の住戸に警報音が鳴り響くことは、居住者にとってお互いに迷惑の上ありません。住戸内の火災（であるかも知れない）情報を他の住戸に伝えることについては、慎重に考えなければならないということです。

一方、昭和50年代の半ば（1980年頃）くらいから、火災センサー、ガス漏れセンサー、防犯センサー、風呂の満水センサーなどの各種情報システムとドアホンの機能などをドッキングした住宅（住戸）内情報システムが、「ホームセキュリティ」システムとして一般化し、新築のマンション等に普通に設置されるようになっていました。

「住戸用自火報」は、以上のような事情を踏まえ、共同住宅の区画性能や避難性能、階数などに応じて火災警報の伝達範囲や警報音の鳴動範囲等を整理することにより、「ホームセキュリティシステム」を「自動火災報知設備」の体系の中

に位置づけたものでした。

### 光庭の基準とタワーマンション

「光庭」については、表4-1の4に示したような設計側のニーズに応えるため、開口部を介した延焼性状、井戸状又は吹き抜け状の空間における煙の挙動等に関し、コンピューターシミュレーション等により詳細な分析と検討が行われ、外気の流通状況や階数等に応じ、光庭に面する開口部の開放の可否、面積、相互間の水平距離と垂直距離等について、「十分な延焼防止性能や煙汚染防止性能を有する」と判断できるための条件がきめ細かく示されました（図4-1参照）。

この基準は、思わぬ副産物を産みました。その頃から次第に建設されるようになっていたタワーマンションの基準に用いられたのです。タワーマンションには、中庭に面して廊下をめぐらせたり、中庭に面した空間に出入口や開口部を設けたりするニーズが高いのですが、中庭があまり小さいと光庭同様延焼や煙汚染の要因になってしまう可能性があります。一方、十分大きな中庭はその危険性が少なく避難路の面する空間として有意義なものになり得ます。タワーマンションの建設者側も、設計を審査する消防機関の側も、危険な中庭と安全な中庭との境界基準を求めており、そこにこの光庭の基準

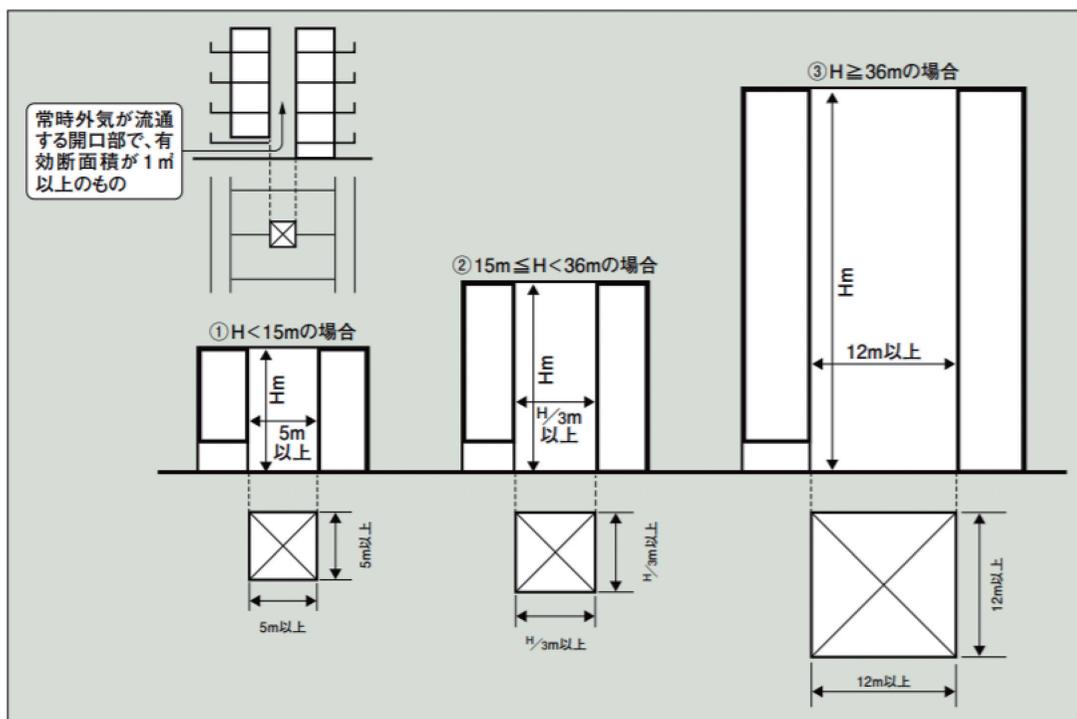


図4-1 共同住宅特例基準を適用できる光庭（中庭）

が提示された形になったのです。

こうして、明確な基準を与えられたタワーマンションは、以後急速に建設されるようになり、その基準は現在の特定共同住宅の基準につながるようになったのです。

## 5 220号通知（平成7年（1995年））

平成の時代（1990年頃以降）になると、高齢化の進展により住宅火災による死者数が増加傾向を強め、消防庁では住宅用火災警報器の設置の推進を初めとする住宅防火対策を強力に推進するようになりました。それに伴い、共同住宅特例基準により自動火災報知設備の設置を免除していることは矛盾しているのではないか、という問題が改めて大きくなってきました。また、高層共同住宅が急増して来たため、消則13条1項（現2項）に基づきスプリンクラー設備の設置を免除するのは危険ではないか、などということも、改めて問題になってきました。これらの課題に対処するため、平成7年（1995）10月に220号通知が定められました。

### 住宅防火対策の新展開

平成の時代（1990年頃以降）に入ると、昭和40年（1965）代以降逐次行われた消防法や建築基準法における防火関係規定の整備の効果が現れ、住宅以外の防火対象物においては、火災による死者数が着実に減少してきました。

一方で住宅火災による死者数は増加傾向を強めており、今後の高齢化の進展を考えると、その状況は危機的な水準になる恐れがあると考えられました。このた

め、平成3年（1991）3月には、消防庁長官により「住宅防火対策推進に係る基本方針」が定められ、住宅火災による死者を10年後に予想される死者数の半分以下に抑えることを目標に、建設省（当時）とも協力して、住宅防火対策を今後の防火政策の中心と位置づけ、国民運動的に施策を展開していくこととされました。

表5-1 日本の住宅火災の特性を踏まえた住宅防火対策

1	住宅用火災警報器の設置
2	住宅用消火器の普及
3	着火しにくい「防災布団」の使用
4	可燃物が接触しても燃え出さない安全な暖房器具の使用
5	住宅用スプリンクラーの普及
6	火災警報器の作動によりすぐに駆けつけて助け出す近隣の協力体制の整備

その内容は、啓発やキャンペーン等によって、表5-1のような住宅防火対策を推進することでしたが、住宅用火災警報器や住宅用消火器を家庭に広く普及するなどの施策を展開する一方で、「共同住宅特例基準」により、共同住宅が一定の要件を満たす場合には、消防法によって義務づけられている自動火災報知設備や消火器の設置を免除することが行われており、「住宅火災による死者半減」という目標から考えても、「施策が矛盾して

いるのではないか」との指摘がなされるようになってきました。

### 高層住宅の急増と住戸規模の増大等

また、タワー状の高層・超高層共同住宅が大量に建設されるようになったため、スプリンクラー設備における消則13条1項（現2項）の存在が改めて問題となってきました。

消則13条1項は、千日デパートビル火災を契機とした昭和47年（1972）12月の消令12条の改正で7号（現12号）が新設され、原則として全ての防火対象物の11階以上の階にはスプリンクラー設備を設置しなければならないとされた時に、スプリンクラー設備の設置を要さない部分を定める省令として昭和48年（1973）6月に大幅に改訂されたものです。

当時の消則13条1項は適用対象用途を限定していませんでした（昭和49年（1974）12月には令別表第一(2)項と(4)項及びそれらが存する複合用途防火対象物が適用除外とされています。）が、その主たるターゲットは、当時ようやく建設されるようになってきた高層共同住宅でした。共同住宅は住戸ごとに防火区画することが容易であり、堅固な防火区画と内装制限により他の住戸等への延焼危険を十分小さくできれば、高価なスプリンクラー設備を設置する必要はないと考えられたためでしょう。当時は、49号通知（昭和50年（1975）5月）がまだ存在



図5-1 タワー型高層共同住宅

せず、従って「二方向避難」や「避難路の外気への開放」の概念もなかったため、消則13条1項には避難系の要素が欠落していたのですが、当時の高層共同住宅の設計の実態からすれば、これで十分と考えられたのだと思います。

消則13条1項は、床面積100㎡以内に防火区画するなど一定の延焼拡大防止性能を有する室等にスプリンクラーヘッドの設置を免除する規定ですが、共同住宅にとっては、すべての住戸等を当該規定に適合させることが比較的容易なため、消則13条1項制定以降、多くの高層共同住宅では、建物全体についてスプリンク

ラー設備の設置が免除される結果になっていました。

このような場合でも、共同住宅特例基準に誘導されて、住戸が「二方向避難・開放型」になっているなど事実上避難の安全性が確保されていれば大きな問題はないため、170号通知までは、消則13条1項の存在を前提として「共同住宅特例基準」が組み立てられてきました。

しかしながら、風の影響が強くなる超高層マンションや生活臭のない高級マンション等では、バルコニーの設置や避難路の外気への開放を行わず、あたかもホテルのような設計を行い、あえて「共同住宅特例基準」による消防用設備等の設置免除を受けずにただスプリンクラー設備についてだけは同規則を根拠に設置しないケースが散見されるようになってきました。このため、スプリンクラー設備の設置免除については、消則13条1項と共同住宅特例基準をセットで見直す必要が出てきたのです。

さらに、170号通知以降、住戸の大型化こそ停滞気味になりましたが、共同住宅の高層化、大規模化、複合化、多様化はますます進んで来たため、住戸用自火報の有無などをメルクマールとして49号通知と170号通知を併存させる仕組みそのものを見直し、それらを一本化することが求められるようになってきました。

## 220号通知の制定

以上のような状況を踏まえ、平成7年(1995)10月に新たな共同住宅特例基準として、いわゆる「220号通知」が定められました。

この通知の基本的な考え方は、以下のとおりです。

- ① 49号通知と170号通知を一本化し、一つの基準として整理し直したこと
- ② 火災の早期発見と初期消火に係る、自動火災報知設備、消火器及びスプリンクラー設備については「設置」を原則とし、「設置免除」は例外としたこと
- ③ スプリンクラー設備については、消則13条1項を改正し(平成8年(1996)2月)、共同住宅については、令別表第一(2)項、(4)項等と同様、この規定から除外するとともに、本通知により、二方向避難・開放型住戸で内装制限がなされている場合に限り、設置免除を認めることとしたこと
- ④ 自動火災報知設備及びスプリンクラー設備については、共同住宅特有の構造、利用形態等に適した機能構成のものを用いることを前提に、詳細な設置基準を示したこと
- ⑤ ②～④を前提として、以下の事項については170号通知と同様、制限を緩和したこと
  - ・主たる開口部(玄関)のドアに乙種防火戸を認めることにより、玄関周

りのデザイン、採光、レイアウトの自由度を増加

- ・共用部分に面する居室の窓の大型化
- ・火災の危険性を原則として住戸単位で考えることとし、スプリンクラーの設置免除以外については、100㎡区画などの制限を撤廃

⑥ その他の事項については、原則として49号通知と170号通知の考え方を踏襲したこと

220号通知では、②のように、自動火災報知設備、消火器及びスプリンクラー設備については「設置」を原則とし「設置免除」は例外とされたため、設計・施工者の立場から見ると、共同住宅特例基準に従って共同住宅を造ることのコストメリットが少なくなっていました。その結果、かつて共同住宅の大部分を占めていた特例基準適用住宅は相当少なくなり、スプリンクラー設備の設置免除を意図した高層共同住宅を中心に適用されるようになりました。

## 6 特定共同住宅省令(平成17年(2002)3月)

220号通知により共同住宅特例基準の基準自体の見直しは一段落しましたが、行政の透明化、地方分権化などの新たな動きから、消防庁の予防課長通知を根拠とするシステムそのもの見直しが必要となり、消防法の性能規定化に際して新設された消令29条の4を根拠に省令に移行されることになりました。

## 通知行政の限界と課題

共同住宅特例基準は、「課長通知+消令32条」という方式であるため、以下のような限界と課題がありました。

### ① 消防機関ごとに基準が異なる場合があること

共同住宅特例基準は、消令32条による緩和の条件や程度については、法律的には消防長等に委ねられています。このため、消防機関によっては、共同住宅特例基準に比べて、緩和の条件を厳しくしたり、緩和の程度を少なくしたりしている場合があります。そのこと自体、法律的には問題ないのですが、隣り合った幾つかの消防本部で微妙に基準が異なる場合は、施工者から「何とかならないのか」という要望が消防庁に寄せられることもありました。

### ② 行政の透明化と自治事務化の流れの中で、通知行政が制限されたこと

平成6年(1994)10月に行政手続法が施行され、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為を行う場合には意思決定過程を透明化することなどが制度化されました。また、平成12年(2000)4月には改正地方自治法が施行され、国・都道府県・市町村は対等な関係となり、国の都道府県や市町村に対する関与はできるだけ排除することとされました。

これらに伴い、国から都道府県や市町村に対して発する通知は制限されることになり、課長通知等に基づく基準につい

---

ては、原則的には政令や省令として定めるべきものとされました。

消防庁の場合は、消防組織法37条があるため、消防庁長官の名前で市町村の消防機関に指導・助言のために通知することは法律上可能でしたが、共同住宅特例基準についても、機会を捉えて政省令や告示などの形で定め直すことが課題になりました。

#### 性能規定の導入と消令29条の4

消防庁では、「性能規定化推進」という政府全体の方針のもと、平成15年(2003)6月に消防法を改正し、消防用設備規制に性能規定を導入しました。この改正では、消防法17条に3項を新設して、通常の消防用設備等(いわゆる「ルートA」)に代えて総務大臣が同等の「性能」を有すると認める「特殊消防用設備等」を使用できることとする(いわゆる「ルートC」)とともに、1項に政令以下の規定に性能規定を導入していくための布石となる「消火、避難その他の消防活動のために必要とされる性能」という概念を導入しました。

この1項の規定を受けて新設されたのが、消令29条の4です。この規定では、「通常用いられる消防用設備等」に代えて、総務省令で定めるところにより消防長等が当該「通常用いられる消防用設備等」と同等以上の防火安全性能を有すると認める「消防の用に供する設備等」を

用いることが出来る(いわゆる「ルートB」)、とされています。

これにより、消防法17条1項関係規定について、必要に応じて省令を定め、当該設備と防火安全性能が同等以上であると認められる別の設備を設置することが出来ることになりました。

#### 消令29条の4に基づく省令と特定共同住宅等

共同住宅特例基準は、昭和36年(1961)の運用開始から長い間、一定の構造、設計を有する共同住宅等に消防用設備等の設置を免除するものでしたが、平成8年(1996)の220号通知によりその基本的な思想が大きく変更され、一定の構造、設計を有する共同住宅等に、「通常用いられる消防用設備等」に代えて、「共同住宅用スプリンクラー設備」、「共同住宅用自動火災報知設備」、「住戸用自動火災報知設備」、「共同住宅用非常警報設備」等の設置を認めることが出来るとする規定ぶりとなりました。

このような規定ぶりなら、共同住宅特例基準の省令化(課長通知を省令・告示に引き上げること)を、性能規定化の一環として消令29条の4に基づいて行うことが可能になります。

こうして、平成17年(2005)3月に、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」及び関係する告示

等が定められることになりました。この省令は、基本的に220号通知の考え方を踏襲しつつ、「必要とされる防火安全性性能」という概念に基づいて整理したもので、その内容は概ね以下のとおりとなっています。

- ① 火災発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合する共同住宅等が「特定共同住宅等」として定められたこと
- ② 特定共同住宅等はその防火安全性に応じて4つの構造類型（二方向避難型、開放型、二方向避難・開放型、その他）に区分されたこと
- ③ 特定共同住宅等の4つの構造類型ごとに、かつ、政令に掲げられた3つの防火安全性性能（初期拡大抑制性能、避難安全支援性能及び消防活動支援性能）ごとに、「通常用いられる消防用設備等」に代えて設置することができる「必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等」が定められたこと
- ④ 「必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等」の設置及び維持に関する技術上の基準が定められたこと

### 共同住宅特例基準が特定共同住宅省令に移行したことの効果

共同住宅特例基準が特定共同住宅省令

に移行したことにより、まず、「通知行政の限界と課題」で述べた

- ① 消防機関ごとに基準が異なる場合があること
  - ② 行政の透明化と自治事務化の流れの中で通知行政が制限されたこと
- という二つの課題が解決されました。

もう一つ大きいのは、特定共同住宅省令に基づいて設置された「必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等」は、性能規定化に伴う規定整備の一環として新設された消令7条7項により、「法第17条第1項に規定する政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設」と位置づけられたことです。

これにより、特定共同住宅省令に基づいて設置された消防の用に供する設備等には、次のような規定が適用されることになりました。

- ① 設置維持義務（消防法17条1項、消令29条の4第2項）
- ② 設置時における消防長等への届出及び検査（消防法17条の3の2）
- ③ 点検及び報告義務（消防法17条の3の3）
- ④ 消防長等の設置維持命令（消防法17条の4）
- ⑤ 消防設備士の業務独占（消防法17条の5）

（従来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するも

のとして消防庁長官が定めるものに限る。(消令36条の2第1項及び第2項))

- ⑥ 甲種消防設備士の業務独占対象消防用設備等に係る工事着手の届出(消防法17条の14)
- ⑦ 消防長等の設備等技術基準適合検査義務(消則31条の3第2項)
- ⑧ 認定消防用設備等にかかる設備等技術基準適合検査の省略(消則31条の3第3項)
- ⑨ 登録認定機関による消防用設備等の認定(消則31条の4)

共同住宅特例基準の根拠だった旧消令32条(本条は、性能規定化が行われた消防法17条の改正に伴い、平成16年(2004)2月に現在のように改正されました。)では、「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を用いることにより、消令2章(消防用設備等)3節(設置及び維持の技術上の基準)の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると消防長等が認める場合は、同節の規定を適用しないことができることとされていましたが、この設備は消令7条で「消防用設備等」として位置づけられていないため、上記①から⑨までの規定の適用については法的な位置づけが必ずしも明確でなく、防火安全の確保にとっては課題となっていました。特定共同住宅省令に基づいて設置された消防の用に供する設備等については、この課題が解決されることになりました。

## 高齢者福祉施設に対する規制強化に伴う改正

以上のように、「課長通知+消令32条」という変則的な形で日本の共同住宅の形状に大きな影響を与えてきた共同住宅特例基準は、平成17年(2005)3月に、「ルートB」の一種として特定共同住宅省令という正規の位置づけを得ることとなりました。一方で、その法令上の位置づけが上がった分、社会の変化に伴う「ルートA」の改正の影響を直接受けることにもなりました。

長崎県大村市の認知症高齢者グループホームの火災(平成18年(2006)1月、死者7名)を契機として平成19年(2007)6月(施行は平成21年(2009)4月)、令別表第一(6)項口については延べ面積275㎡以上のものにスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、これに伴い消則12条の2(スプリンクラー設備を設置することを要しない構造)が新設されると、これに対応して平成22年(2010)2月に特定共同住宅省令が改正され、特定共同住宅等の部分であって、令別表第一(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを「福祉施設等」と位置づけてその関係が整理されました。

また、長崎市の認知症高齢者グループホームの火災(平成25年(2013)2月、死者5人)を契機として平成25年(2013)12月(施行は平成27年(2015)4月)に令別表第一(6)項口(1)及び(3)に掲

---

げる防火対象物については延べ面積にかかわらず原則としてスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、これに伴い消則12条の2が改正されると（平成26年（2014）3月、同年10月）、これに対応して平成27年（2015）2月に特定共同住宅省令が改正され、「特定福祉施設等」という概念が導入されて、全体の整理がなされています。

さらに、政府全体として民泊の普及推進が行われたことを受け、特定共同住宅省令も平成30年（2018）6月に改正されました。この改正では、上記「福祉施設等」と「特定福祉施設等」に令別表第一(5)項イが追加され、それぞれ「住戸利用施設」、「特定住戸利用施設」と概念が拡大されて、関係規定の整備が行われました。

## 7 おわりに

以上見てきたように、共同住宅の防火安全に関する考え方は時代によって変化していますが、共同住宅特例基準から特定共同住宅省令に至る一連の改正の歴史を貫く考え方は一貫しています。時代に応じて変化し続ける共同住宅について、まさに「防火安全性能」の視点から建築構造やプランニングと消防用設備等のベストミックスを追い求めて来たということです。建築基準法と消防法に性能規定が導入され、建築構造と消防用設備等のトレードオフが課題となっていますが、共同住宅特例基準と特定共同住宅省令は、それを先駆的に実践してきたと言えるのだと思います。



# 令和元年度の検定業務を振り返って

警 報 設 備 部  
消火・消防設備部

## はじめに

令和元年度における検定業務の型式試験、型式変更試験の申請状況及び型式適合検定の申請状況は、以下のとおりとなりました。受託評価業務については、次号にてご紹介いたします。

### 1. 申請状況の概要

区 分	申請件数 又は個数
型式試験	114
型式変更試験	18
型式適合検定	23,601,462

### 2. 検定業務

#### 2-1 型式試験・型式変更試験

##### (1) 消火器

- ・申請件数は19件で、前年度は31件でした。
- ・不合格は1件で、前年度は6件でした。  
不良内容  
ア 放射効率が70%以上90%未満のもの（1件）

##### (2) 消火器用消火薬剤

- ・申請件数は1件で、前年度は1件でした。
- ・不合格は前年度と同様0件でした。

##### (3) 泡消火薬剤

- ・申請件数は8件で、前年度は9件でした。
- ・不合格は4件で、前年度は1件でした。

## 不良内容

- ア 消火試験において規格の時間内に消火できないもの（1件）
- イ 鋼等の腐食による質量損失試験において、孔食を生じるもの（1件）
- ウ 耐火性試験で定常燃焼時の炎高さ程度を超えるもの（1件）
- エ 水素イオン濃度の測定値が、規定値を超えるもの（1件）

## (4) 感知器

- ・申請件数は35件で、前年度は41件でした。

### 内訳

差動式スポット型感知器	7 ( 6 ) 件
定温式スポット型感知器	7 (10) 件
熱アナログ式スポット型感知器	1 ( 5 ) 件
光電式スポット型感知器	17 (16) 件
光電アナログ式スポット型感知器	0 ( 1 ) 件
光電式分離型感知器	2 ( 2 ) 件
赤外線式スポット型感知器	1 ( 1 ) 件
合 計	35 (41) 件

※ ( ) 内は、前年度の申請件数

- ・不合格は5件で、前年度は6件でした。

### 不良内容

- ア 腐食試験において、機能に異常を生じるおそれのある部分に著しい腐食が見られ、初めから感知器が未接続状態であるもの（2件）
- イ 滴下試験において、正常な監視を維持できないもの（3件）

## (5) 発信機

- ・申請件数は0件で、前年度は18件でした。

### 内訳

P型1級発信機	0 (14) 件
P型2級発信機	0 ( 4 ) 件
合 計	0 (18) 件

※ ( ) 内は、前年度の申請件数

## (6) 中継器

- ・申請件数は30件で、前年度は13件でした。
- ・不合格は1件で、前年度は0件でした。

不良内容

ア 無線設備の発信状態を伝える信号を168時間以内ごとに自動的に発信しないもの  
(1件)

## (7) 受信機

- ・申請件数は16件で、前年度は27件でした。

内訳

P型1級受信機	1 (4) 件
P型2級受信機	0 (2) 件
P型3級受信機	0 (2) 件
R型受信機	2 (0) 件
G P型1級受信機	2 (3) 件
G P型3級受信機	2 (5) 件
G R型受信機	9 (11) 件

---

合 計 16 (27) 件

※ ( ) 内は、前年度の申請件数

- ・不合格件数は0件で、前年度は3件でした。

## (8) 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- ・申請件数は3件で、前年度は43件でした。
- ・不合格は1件で、前年度は0件でした。

不良内容

ア 配管への取り付け作業により影響を受ける部分の固定力が規定値未満のもの  
(1件)

## (9) 流水検知装置

- ・申請件数は1件で、前年度は12件でした。
- ・不合格は0件で、前年度は1件でした。

#### (10) 一斉開放弁

- ・申請件数は2件で、前年度は9件でした。
- ・不合格は1件で、前年度は0件でした。

不良内容

ア 性能、機能に支障を及ぼすおそれのある錆ばりのあるもの（1件）

#### (11) 金属製避難はしご

- ・申請件数は2件で、前年度は2件でした。
- ・不合格は2件で、前年度は0件でした。

不良内容

ア 腐食試験において、腐食を生じ、展開の操作力が規定値を超えるもの（1件）

イ 展開の操作力が規定値を超えるもの（1件）

#### (12) 緩降機

- ・申請件数は前年度と同様0件でした。

#### (13) 住宅用防災警報器

- ・申請件数は15件で、前年度は24件でした。

内訳

定温式住宅用防災警報器 5（11）件

光電式住宅用防災警報器 10（13）件

---

合 計 15（24）件

※（ ）内は前年度の申請件数

- ・不合格は0件で、前年度は1件でした。

## 2-2 型式適合検定

### (1) 消火器

- 申請個数は4,819,145個で、前年度の4,916,093個に対し2.0%減少した。
- 不合格は2件303個でした。

不良内容

ア 型式承認されたものと寸法が異なるもの（1件）

イ 耐圧試験において、漏れが生じるもの（1件）

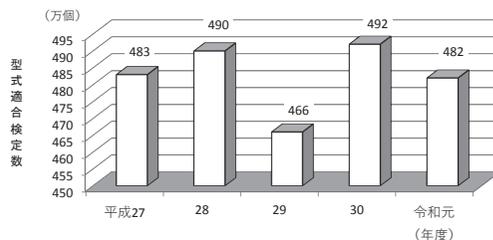


図-1 消火器の型式適合検定数の推移

### (2) 消火器用消火薬剤

- 申請個数は149,287個で、前年度の198,118個に対し32.7%減少した。
- 不合格は0個でした。

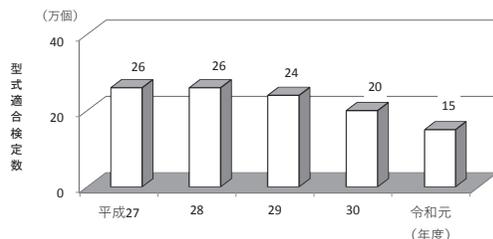


図-2 消火器用消火薬剤の型式適合検定数の推移

### (3) 泡消火薬剤

- 申請個数は1,649,840個で、前年度の1,682,810個に対し2.0%減少した。
- 不合格は0個でした。

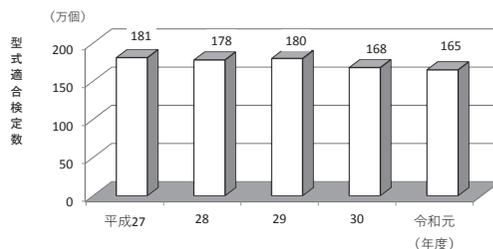


図-3 泡消火薬剤の型式適合検定数の推移

#### (4) 感知器

- 申請個数は7,167,213個で、前年度の7,329,721個に対し2.2%減少した。
- 不合格は2件10,727個でした。

##### 不良内容

- ア 初めから故障信号が発信状態であり、火災情報信号を発信できないもの（1件）
- イ 作動試験において、作動時間が規定値を超えるもの（1件）

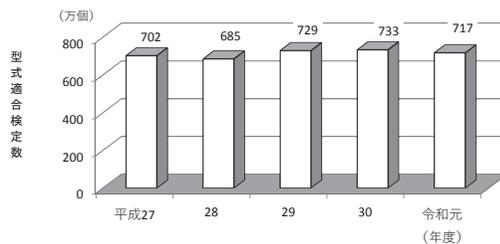


図-4 感知器の型式適合検定数の推移

#### (5) 発信機

- 申請個数は283,255個で、前年度の416,692個に対し32.0%減少した。
- 不合格は0個でした。

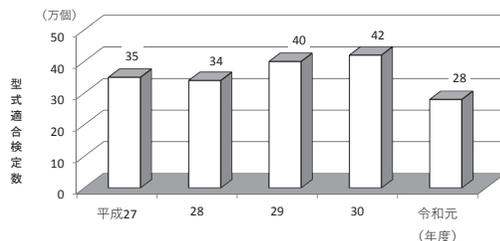


図-5 発信機の型式適合検定数の推移

#### (6) 中継器

- 申請個数は497,177個で、前年度の484,411個に対し2.6%増加した。
- 不合格は1件23個でした。

##### 不良内容

- ア 充電部と金属製外箱との絶縁抵抗値が規定値未満であるもの（1件）

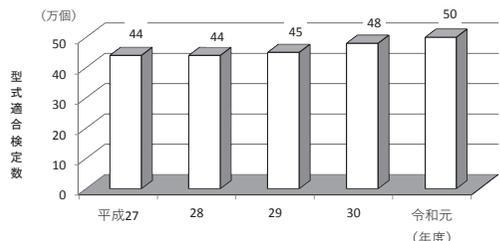


図-6 中継器の型式適合検定数の推移

### (7) 受信機

- 申請個数は556,202個で、前年度の570,251個に対し2.5%減少した。
- 不合格は0個でした。

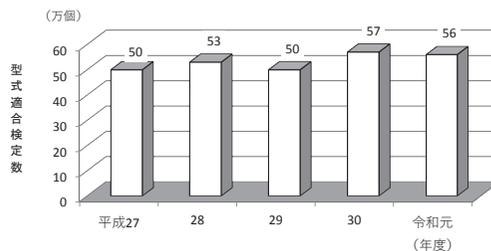


図-7 受信機の型式適合検定数の推移

### (8) 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- 申請個数は2,159,164個で、前年度の2,344,948個に対し7.9%減少した。
- 不合格は0個でした。

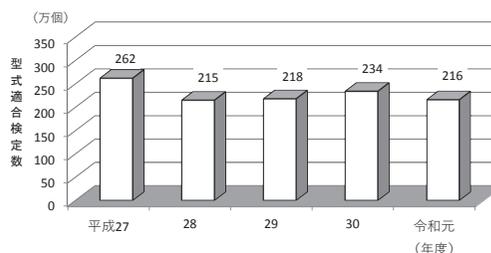


図-8 閉鎖型スプリンクラーヘッドの型式適合検定数の推移

### (9) 流水検知装置

- 申請個数は23,451個で、前年度の29,351個に対し20.1%減少した。
- 不合格は2件29個でした。

不良内容

ア 寸法検査において許容差を外れるもの  
(1件)

イ 外観検査において必要な措置のないもの  
(1件)

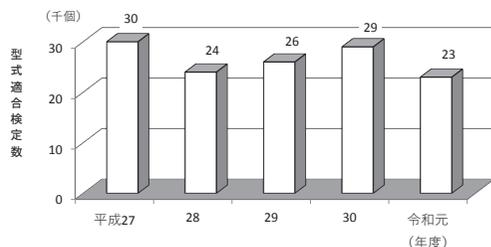


図-9 流水検知装置の型式適合検定数の推移

## (10) 一斉開放弁

- 申請個数は19,102個で、前年度の19,064個に対し0.2%増加した。
- 不合格は0個でした。

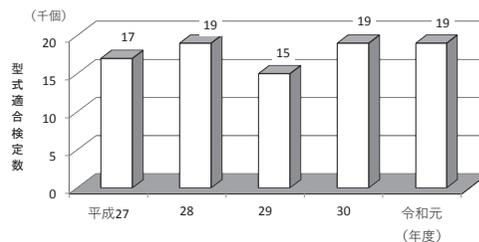


図-10 一斉開放弁の型式適合検定数の推移

## (11) 金属製避難はしご

- 申請個数は165,659個で、前年度の161,718個に対し2.4%増加した。
- 不合格は3件334個でした。

不良内容

ア 機能試験において、展開の不確実なもの (1件)

イ 繰返し試験において、展開の不確実なもの (1件)

ウ 繰返し試験において、展開しないもの (1件)

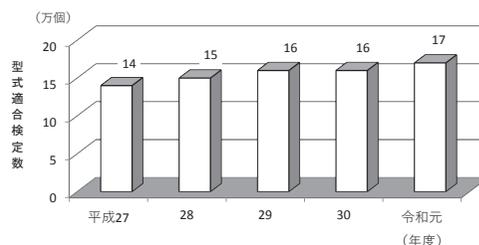


図-11 金属製避難はしごの型式適合検定数の推移

## (12) 緩降機

- 申請個数は6,694個で、前年度の6,156個に対し8.7%増加した。
- 不合格は1件30個でした。

不良内容

ア 降下速度試験において、降下しないもの (1件)

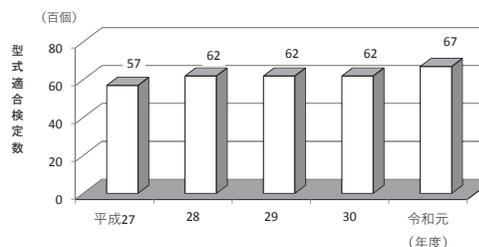


図-12 緩降機の型式適合検定数の推移

### (13) 住宅用防災警報器

- 申請個数は6,105,273個で、前年度の8,101,090個に対し24.6%減少した。
- 不合格は1件6,000個でした。

不良内容

ア 作動試験において、作動しないもの  
(1件)

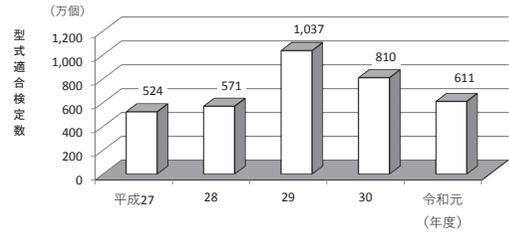


図-13 住宅用防災警報器の型式適合検定数の推移



## 有効期限を経過した受託評価品目

### 【蓄圧式消火器用指示圧力計】

型式番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の終期日
品評圧第22～1号	H22.4.22	神奈川県茅ヶ崎市下町屋一丁目1番1号	宮田工業株式会社	R2.4.21

### 【特定初期拡大抑制機器】

型式番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の終期日
特評第237号	H22.3.29	東京都足立区千住橋戸町23番地	千住スプリンクラー株式会社	R2.3.28
特評第238号	H22.3.29	東京都足立区千住橋戸町23番地	千住スプリンクラー株式会社	R2.3.28
特評第257号	H27.4.23	東京都足立区千住橋戸町23番地	千住スプリンクラー株式会社	R2.4.22

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過したのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について、新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており、適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

■■業界の動き■■

- 会議等開催情報 -

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

5月の会議は全てメール会議により実施しました。

○業務委員会（令和2年5月22日）

- ・住宅用火災警報器関連の報告他  
検定申請個数等の定例報告
- ・事務局長会議議事概要について
- ・委員長連絡会報告

○メンテナンス委員会

（令和2年5月18日）

- ・委員交代について
- ・点検実務検討小委員会報告
- ・委員長連絡会報告

○技術委員会（令和2年5月21日）

- ・火報システム技術検討小委員会報告
- ・住警器設置・交換ガイドブック作成WG報告
- ・特小用途拡大検討小委員会（仮称）について
- ・委員長連絡会報告

○設備委員会（令和2年5月25日）

- ・設備性能基準化小委員会報告
- ・工事基準書改訂小委員会報告
- ・委員長連絡会報告

○システム企画委員会

（令和2年5月26日）

- ・光警報システム関連報告
- ・火報企画小委員会報告
- ・火報関連システムとの連携調査小委員会報告
- ・火災報知システム自主管理専門委員会報告
- ・委員長連絡会報告

○住宅防火推進委員会

（令和2年5月27日）

- ・交換推進WGについて
- ・第111回全国消防長会予防委員会書面会議について
- ・第47回国際福祉機器展開催中止について
- ・住宅用火災警報器検定申請数について
- ・お客様電話相談室受付結果について
- ・委員長連絡会について

◆（一社）日本消火器工業会◆

5月の会議は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全て書面会議による実施となりました。

○第61期 定時総会

（令和2年5月18日）

- ・第60期事業報告（案）承認の件
- ・第60期決算報告（案）承認の件
- ・役員選任（案）承認の件

## 協会通信

- ・第61期会費の額と納入方法（案）承認の件
- ・第61期事業計画（案）承認の件
- ・第61期収支予算（案）承認の件

### ○第2回 企業委員会

（令和2年5月21日）

- ・消火器の申請・回収状況
- ・機器協会会長表彰受賞者について
- ・消防庁長官表彰推薦依頼について
- ・消防機器海外展開支援センターについて
- ・コンプライアンスルール推進委員会報告

### ○第2回 技術委員会

（令和2年5月25日）

- ・今後の審議事項について

### ◆（一社）日本消火装置工業会◆

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、5月中の全ての分科会は中止となりました。

### ◆（一社）日本消防ポンプ協会◆

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、5月中の全ての委員会は中止又は延期となりました。

協会通信

検定協会だより 令和2年6月

## 新たに取得された型式一覧

### 型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
光電式住宅用防災警報器	住警第 2020～3号	パナソニック 株式会社	電池方式、2種（DC3V、350mA）、無線式、 連動型、自動試験機能付	R2.5.15
	住警第 2020～4号	パナソニック 株式会社	電池方式、2種（DC3V、350mA）、無線式、 連動型、自動試験機能付	R2.5.15
定温式住宅用防災警報器	住警第 2020～5号	パナソニック 株式会社	電池方式（DC3V、300mA）、無線式、連動 型、自動試験機能付	R2.5.15

### 型式変更承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
流水検知装置	流第 16～11～2号	株式会社 立売堀製作所	予作動式（湿式）、開閉型40（10K、縦）	R2.4.30

### 品質評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
消防用ホース	H 0324FA05A	帝国繊維株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.3、呼称65（シングル、 ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント交織、 円織）	R2.5.13
	H 0324FA06A	帝国繊維株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.3、呼称65（シングル、 ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント交織、 円織）	R2.5.13
	H 0324FC16A	帝国繊維株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.3、呼称65（シングル、 ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、 円織）	R2.5.13
	H 0325FA05A	帝国繊維株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称65（シングル、 ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント交織、 円織）	R2.5.13

## 認定評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
屋内消火栓設備の屋内消火栓等・2号消火栓	認評栓第2020~2号	株式会社ヤンテス	壁面設置型折畳み等収納式 呼称25（補助散水栓併用）	R2.5.11
屋内消火栓設備の屋内消火栓等・広範囲型2号消火栓	認評栓第2020~3号	株式会社ヤンテス	壁面設置型折畳み等収納式 呼称25	R2.5.11
屋内消火栓設備の屋内消火栓等・易操作性1号消火栓	認評栓第2020~4号	株式会社ヤンテス	壁面設置型折畳み等収納式 呼称30	R2.5.11
屋内消火栓設備の屋内消火栓等・ノズル	認評ノ第2020~1号	東京サイレン株式会社	管そう（受け口・差込式・呼称65 ノズル結合部の呼称65）	R2.5.22
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・制御部	S028C005	能美防災株式会社	MUW103A-□L	R2.2.18

検定協会だより 令和2年6月

# 検定対象機械器具等申請一覧表

種別		型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定			
				申請件数	申請個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
消火器	大型	0	0	22	2,591	96.5	91.0
	小型	0	0	75	357,736	90.3	94.5
消火器用消火薬剤	大型用	0	0	4	220	106.8	73.4
	小型用			9	14,760	132.7	140.0
泡消火薬剤		0	0	18	72,720	84.9	124.2
感知器	差動式スポット型	2	0	37	188,199	87.4	105.9
	差動式分布型	0	0	11	4,963	70.9	91.2
	補償式スポット型	0	0	1	1,000	200.0	200.0
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	-
	定温式スポット型	5	0	36	104,622	91.5	109.5
	熱アナログ式スポット型	1	0	6	4,567	42.7	89.4
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	皆減	50.0
	光電式スポット型	0	0	33	100,987	72.5	105.7
	光電アナログ式スポット型	0	0	18	31,825	91.9	102.0
	光電式分離型	0	0	2	100	41.7	111.2
	光電アナログ式分離型	0	0	0	0	皆減	196.2
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	1	31	皆増	皆増
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	皆増
	紫外線式スポット型	0	0	0	0	皆減	188.9
	赤外線式スポット型	0	0	3	500	63.1	122.0
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	1	274	皆増	100.0
	次複合式スポット型等	0	0	0	0	-	-
発信機	P型1級	2	0	10	17,014	125.8	132.4
	P型2級	0	0	8	4,728	115.0	128.1
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器		0	0	79	38,568	88.5	101.1
受信機	P型1級	0	0	47	2,313	92.0	98.7
	P型2級	0	0	13	3,810	77.9	92.2
	P型3級	0	0	1	80	皆増	皆増
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	10	92	89.3	113.7
	G型	0	0	6	11	275.0	45.8
	GP型1級	0	0	8	12	80.0	116.7
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	12	30,003	64.7	74.7
GR型	0	1	18	189	83.3	89.2	
閉鎖型スプリンクラーヘッド		0	0	42	155,670	72.3	65.7
流水検知装置		0	0	45	2,311	106.9	119.5
一斉開放弁		1	0	15	503	22.3	23.7
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	1	5	8.9	62.5
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	0	0	16	8,429	58.3	72.7
緩降機		0	0	2	163	36.2	63.0
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	16	78,094	145.7	102.0
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	0	0	31	302,353	55.1	68.5
合計		11	1	657	1,529,443	77.6	88.7

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。  
 ※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。  
 ※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

## 性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

## 受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-
音響装置	0	0	0	2	310	155.0	80.0
予備電源	0	0	0	3	18,256	75.8	62.9
外部試験器	0	0	0	4	135	254.7	192.0
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	1	597	201.0	172.0
	受信装置等	0	0	0	0	皆減	皆減
光警報装置		0	0	0	0	皆減	皆減
	光警報制御装置	0	0	1	40	80.0	80.0
屋外警報装置		0	0	0	0	-	-
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	-	-
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	3	30,500	1,016.7	157.4
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	5	380,000	101.7	111.8
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	0	3	1,160	82.9	72.2
消火設備用消火薬剤	0	0	0	8	94,310	110.8	94.5
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	-	-
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	0	3	6	11	64.7	96.8
	可搬消防ポンプ	0	0	3	323	71.0	94.8
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	1	3	660	126.9	108.4
	呼称65以下のもの	0	0	3	260	113.0	107.4
消防用ホース	平 40を超えるもの	0	2	9	15,055	116.0	96.7
	平 40以下のもの	0	0	8	8,438	78.1	76.2
	濡れ	0	0	0	0	-	-
	保形	2	0	2	3,000	51.7	104.4
消防用結合金具	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	-	-
	差込式	4	0	16	59,800	99.7	120.4
	ねじ式	0	0	18	11,208	111.1	108.4
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	-	-
漏電火災警報器	同一形状	0	4	0	0	皆減	357.1
	変流器	0	0	14	3,622	112.6	104.8
受信機	0	0	8	2,075	67.4	87.0	
エアゾール式簡易消火具	0	0	0	2	29,970	631.5	696.3
特殊消防ポンプ自動車	0	0	0	3	3	37.5	71.4
特殊消防自動車	0	0	0	0	0	皆減	皆減
可搬消防ポンプ積載車	0	0	0	0	0	-	100.0
ホースレイヤー	0	0	0	0	0	-	皆増
消防用積載はしご	0	0	0	2	95	38.6	124.6
消防用接続器具	0	0	0	9	3,820	117.2	92.8
品質評価業務				確認評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
外部試験器の校正				8	28	87.5	127.7
オーバーホール等整備				1	1	10.0	18.2

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。  
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。  
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

# 令和2年5月

認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
地区音響装置	0	0	1	26	34,009	120.7	96.1	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	2	0	0	40	4,359	85.5	92.7
	放送設備	0	0	4	71	110,284	120.9	111.4
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	0	-	-
総合操作盤	0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	0	0	11	2,120	223.2	110.9
	2号消火栓	0	0	0	10	1,380	237.9	110.1
	広範囲型2号消火栓	0	0	0	7	700	280.0	138.2
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	-
	ノズル	1	0	0	16	6,846	107.0	97.7
認定評価業務	装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部	0	2	7	22,851	68.3	61.9	
認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
特定駐車場用泡消火設備	0	6	0	5	6,450	35.2	82.7	
認定評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)	0							
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置	0	0	0	8	8	66.7	62.5	
特定機器評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
特定消防機器等	0	0	0	1	9	31,732	215.7	183.6
受託試験及びその他の評価		依頼件数			依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
受託試験(契約等)		1						
受託試験(その他の契約等)					1	1	100.0	42.9
評価依頼(基準の特例等)		0						

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。  
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。  
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

## お詫びと訂正

令和2年5月号において下記のとおり誤記がございました。  
 お詫びして訂正いたします。

令和2年5月 第473号 P24

### 【誤】

認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	3	0	0	9	2,140	74.0	74.0
	2号消火栓	1	0	0	5	970	46.2	46.2
	広範囲型2号消火栓	1	0	0	7	710	92.2	92.2
	補助散水栓	0	0	0	3	600	皆増	皆増
	ノズル	1	0	0	26	10,429	92.4	92.4

### 【正】

認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	3	0	0	9	2,140	74.0	74.0
	2号消火栓	1	0	0	8	1,570	74.8	74.8
	広範囲型2号消火栓	1	0	0	7	710	92.2	92.2
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	-
	ノズル	1	0	0	26	10,429	92.4	92.4

検定協会日より 令和2年6月

# 編集 後記

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言については、令和2年5月25日に最後となった首都圏4都県と北海道の解除宣言がなされ、4月7日の発令以降、全ての都道府県で解除されることとなりました。

政府は、宣言解除の基準として①感染状況②医療提供体制③PCR検査などの監視体制を踏まえ総合的に判断することとし、感染状況については「直近1週間の人口10万人当たりの感染者が0.5人程度以下」を目安とするが、「1.0人以下」であっても、感染経路不明の患者数の割合などを踏まえて判断するとされました。

併せて、コロナ禍の経済社会活動の水準から徐々に引き上げるため、マスク着用やテレワークの推進などの「新しい生活様式」の定着を前提に外出や営

業の自粛を段階的に緩和することとし、全面解除後から概ね3週間ごとに地域の感染状況を評価する移行期間も設けられることとなったところです。

査証の発給停止期間の延長もありましたが、是非とも、新型コロナウイルス感染症の第2波以降の発生が起きないようにしたいものです。

さて、今月号では、京都市消防局長の山内博貴様には巻頭のことばを、東京理科大学総合研究院教授の小林恭一様からは「共同住宅特例基準50年の歴史と特定共同住宅省令への移行（その2）」をご寄稿いただき、誠にありがとうございました。

7月号では、高知市消防局長の本山和平様には巻頭のことばを、当協会からは「令和元年度の受託評価業務を振り返って」などを掲載する予定です。

## 検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいませようお願いします。

(1) 消防用機械器具等の不動作、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16  
日本消防検定協会 企画研究課  
電話 0422-44-8471（直通）  
E-mail  
<kikenka@jfeii.or.jp>

発行 日本消防検定協会

<http://www.jfeii.or.jp>



本所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 4-35-16  
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大阪支所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル4階  
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館9階  
TEL 03-3593-2991 FAX 03-3593-2990

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。  
e-mail: kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415

